

○東京藝術大学保健管理センター点検・評価委員会規則

平成5年4月22日
制 定

改正 平成13年3月27日 平成16年4月1日
平成20年4月15日 平成22年3月5日
平成27年3月26日 平成27年5月14日
令和7年10月23日

(設置)

第1条 東京藝術大学保健管理センター（以下「センター」という。）において、点検・評価を行うため、東京藝術大学保健管理センター点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、保健管理等についての点検・評価に関し、次に掲げる事項を調査・審議し、その実施に当たる。

- (1) 点検・評価の実施項目の決定
- (2) 点検実施者の決定
- (3) 点検の指示
- (4) 評価基準の作成
- (5) 点検の実施・点検結果の聴取
- (6) 評価の実施
- (7) 講ずべき措置等についてのセンター長への報告
- (8) 企画・評価室への報告
- (9) 改善計画・措置の聴取
- (10) その他点検・評価に必要な事項の検査・審議

(組織)

第3条 委員会は、保健管理センター運営委員会をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、保健管理センター運営委員長をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会において可決を要する事項については、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学生課において処理する。

附 則

この規則は、平成 5 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年 4 月 15日から施行し、平成20年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年 5 月 14日から施行し、平成27年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 7 年10月23日から施行する。